平成２３年（フ）第４６９号
横浜市鶴見区矢向５丁目４番12号　新明矢向ハイツ102
債務者　田子　城史
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８２号
横浜市西区平沼１丁目21番17―906号
債務者　阿部　勝伸
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4723番地１　レオパレスバレーナ紅葉101号室、前住所栃木県宇都宮市西川田町965番地９
債務者　石原　孝洋
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２４号
岡山県備前市香登本636番地２　柴部住宅106号、申立時の住所岡山県備前市大内619番地２　市営住宅29―２
債務者　大森　数廣
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３号
岡山県高梁市正宗町1967番地９、前住所沖縄県那覇市松尾２丁目12番５―406号
債務者　仲程　和美（旧姓知念）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３号
神奈川県藤沢市大庭5206番地の１　グリーンヒル湘南201
債務者　飯田　由香
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０号
横浜市戸塚区舞岡町76番地　寿荘
債務者　松實　生雄
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１号
東京都東大和市南街５丁目１番地の11オカダビル101
債務者　日野　　実
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１２号
東京都青梅市東青梅４丁目11番地の８ユートピア河辺407
債務者　松田　幸男
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１６号
東京都青梅市梅郷２丁目175番地の１メゾンプルニエ101
債務者　小山　安啓
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７号
愛媛県八幡浜市五反田２番耕地1845番地　川舞マンション201号室
債務者　河野　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時　松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１７８号
千葉県木更津市潮浜１丁目17番地97
破産者　株式会社かねご
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第１４９１号
最後の住所大阪府富田林市中野町３丁目５番19号
破産者　被相続人村本良一相続財産
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11番５号
破産者　有限会社大希建設
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６７号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺880番地７
破産者　有限会社コツコツカンパニー
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６６０号
福岡市博多区博多駅東３丁目９番３号
破産者　有限会社松本商会
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部